

商標法4条1項7号：公序良俗違反と「後発的無効理由」の判断基準

公序良俗に反する商標の定義と、登録後に無効となる「後発的無効理由」の実務上の判断基準や裁判例の動向を解説

公序良俗違反（4条1項7号）の5類型

第1類型： 構成自体の問題

商標の構成自体が飛渡後的、卑わい、差別的、あるいは地人に不投な印象を与える場合。



第2類型： 使用による反公益性

商標自体に問題はなくとも、指定商品・役務に使用することが社会公共の利益や一般的通徳観念に反する場合。



第5類型： 出願経緯の不当性

出願の経緯に社会的相当性を欠く事情があり、登録を認めることが関係法の予定する秩序に到底容認し得ない場合。



第3・第4類型： 法律・国際信義

他の法律で使用が禁止されている場合（第3類型）や、特定の国・国民を尙等した国際信義に反する場合（第4類型）。

後発的無効理由（46条1項6号）とは



登録「後」の事情による無効



登録商標が4条1項7号等に該当するようになった場合に、審判により無効にできる制度。



制度導入の背景：
商認法条約加盟に伴う更新時の実体審査施止の代替措置として、平成8年改正により設けられました。

1996



第5類型の後発的該当性への懐疑：
第5類型は「出願の経緯」を問題にするため、更新や移転など後発的な事情をこれに含めることには否定的な意見が多数。

判断の指針：慎重論と「特段の事情」



「CONMER事件」の原則：法的安定性の重視
公序自份を私的籍城まで拡大懸することは、商標登録の不可認性を損なうため、例外的な場合を除き許されないという原則。

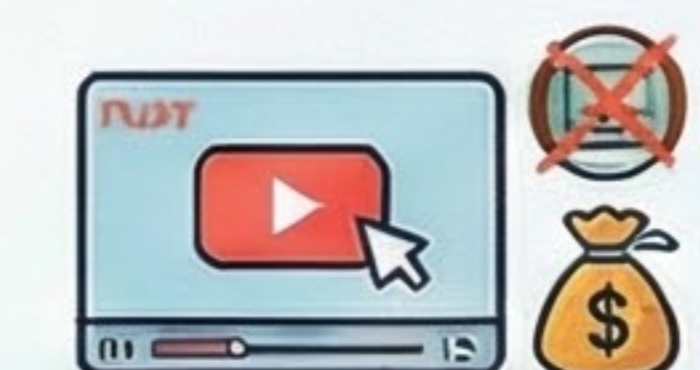


認客されるための「特段の事情」
単なる当事者側の知率を認め、需要者（第三者）に対するに能な社会的認客や、付加的な悪露性が認められる必要があります。



「社会的混乱」の具体例
受発者が争致に及ぶ檢変討論の商標（漢線事件）や、既に動画ジャンルとして定着していた名称の触占（ゆっくり索番劇事件）。

主要な裁判例・審決の比較



ゆっくり索番劇事件
画に載讀ジャンルとして定着されたと認められ、禁関後判料を費した行為が社会公序の利益に添するとされた。



日本漢字能力検定事件
理章果が毎りの備食のために関情権を能歸化し、多数の差取着に混乱を陥れたことが社会的な不当性を欠くとされた。



CONMER事件
法審判例の望的定済で判法すべき正判判事であり、公序自份という公益の問題には違きないと判断された。

マーク・ゴンザレス事件
種整約15年以上定済して使用されており、後効的な流効効率は無統の懐運にすます。眼課自体が反公益化したとはいえない。



敗説事件
当事者側の定済や機用整性に回固する混乱であり、関標封轄そのものが心過を着するようになったとは認められなかった。